

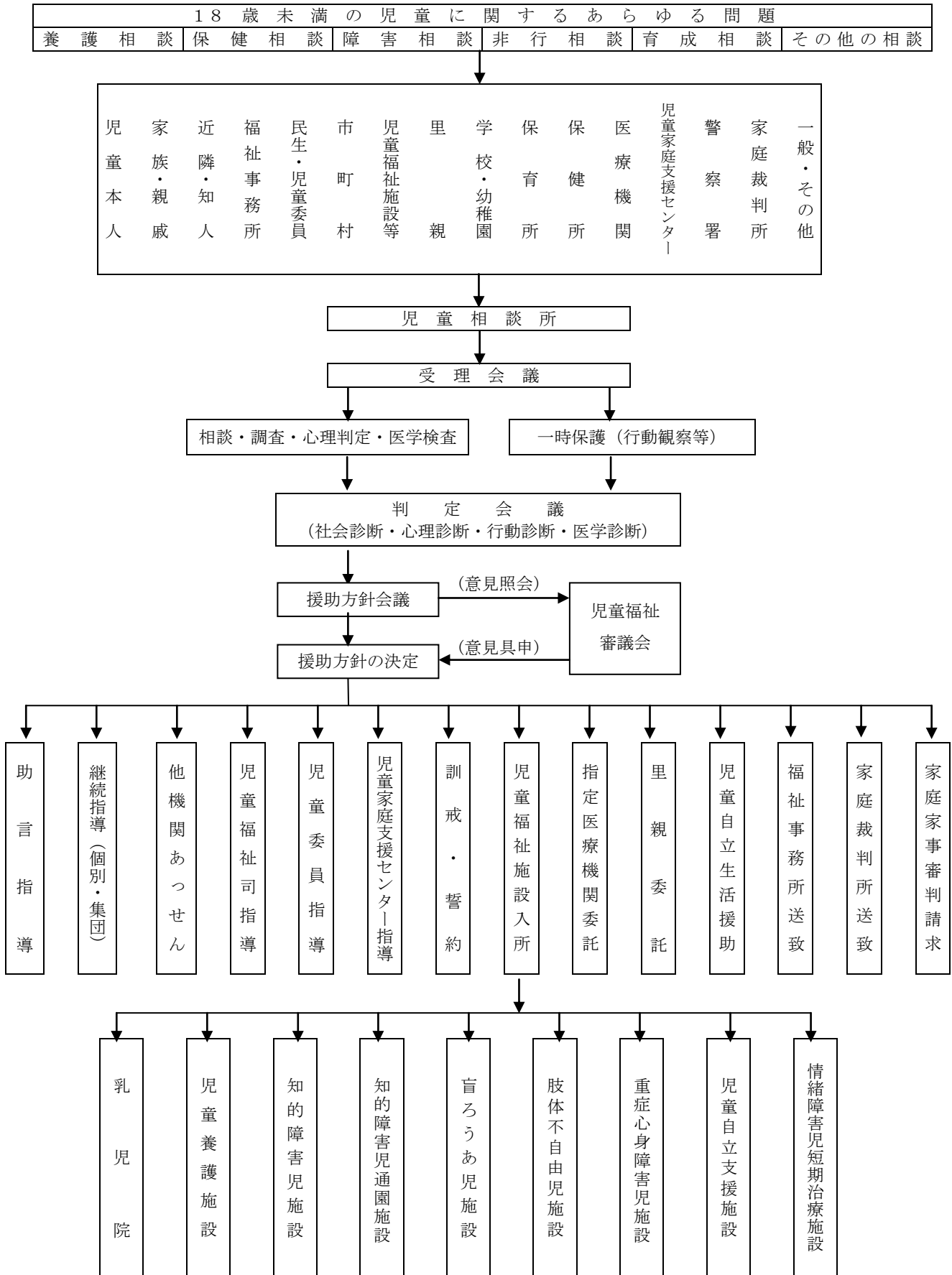
福祉こども総室
＜七戸児童相談所＞

1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところへ分類する）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 業務の流れ



(3) 相談の状況

平成23年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は、432件で前年度に比べ51件減少した。

相談種別では、「障害相談」が224件（51.9%）と最も多く、「養護相談」が108件（25.0%）、育成相談が75件（17.4%）、「非行相談」が16件（3.7%）となっている。

表1 年度別・相談種類別児童受付数

	養護	保健	障害						非行		育成				その他	計
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	
20年度	120	0	15	1	75	2	120	6	12	8	37	14	10	1	17	438
21年度	146	0	27	0	65	33	174	5	11	9	37	5	1	5	13	531
22年度	122	1	16	0	69	0	151	2	14	14	51	11	17	3	12	483
23年度	108	0	15	0	61	0	147	1	8	8	49	20	5	1	9	432

表2 平成23年度市町村別・相談種類別児童受付数

相談種別	市町村名	市			上北郡（おいらせ町除く）							管外	不明	合計
	十和田市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計				
養護	42	25	67	7	12	6	0	4	7	36	4	1	108	
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	7	3	10	0	2	1	0	1	1	5	0	0	15	
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言語発達障害等	10	17	27	0	4	5	6	7	11	33	1	0	61	
重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知的障害	43	40	83	8	13	7	2	21	8	59	5	0	147	
自閉症	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ぐ犯行為等	3	3	6	0	0	0	0	1	1	2	0	0	8	
触法行為等	4	3	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	
性格行動	15	9	24	3	3	0	1	3	10	20	4	1	49	
不登校	5	3	8	1	3	2	0	4	2	12	0	0	20	
適性	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
しつけ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他	3	1	4	0	1	0	0	0	1	2	2	1	9	
計	137	106	243	19	38	21	9	41	41	169	17	2	432	

※市町村名が不明は、電話相談で居住地を明かさなかった場合である。

相談の経路別の受付状況は、表3のとおりである。相談経路の主なものは、「家族・親戚からの相談」が207件（47.9%）で一番多く、次いで「市町村」からの相談（福祉事務所及び保健センターを含む）が64件（14.8%）、「児童福祉施設等」からが53件（12.3%）、「都道府県」が41件（9.5%）、「警察等」が23件（5.3%）、「学校等」が19件（4.4%）となっている。

表3 平成23年度経路別相談受付数

	都道府県	市町村	児童委員	児童福祉施設・保育所	警察関係	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	巡回相談で受けたもの(再掲)	電話相談(再掲)	計
件数	41	64	0	53	23	3	1	4	19	2	3	207	8	1	3	0	47	432
(%)	9.5	14.8	0	12.3	5.3	0.7	0.2	0.9	4.4	0.5	0.7	47.9	1.9	0.2	0.7			100

平成23年度中に措置・処理した件数は472件である。「助言指導」の処理をしたものが347件で（73.5%）、「児童福祉施設入所」が19件（4.0%）、「児童福祉司指導」が5件（1.1%）、「継続指導」が26件（5.5%）となっている。

表4 平成23年度相談処理数

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定医療機関委託	里親	法27-1-4による家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	計
件数	347	26	1	5	0	1	0	0	19	0	0	3	0	16	54	472
(%)	73.5	5.5	0.2	1.1	0	0.2	0	0	4.0	0	0	0.6	0	3.4	11.4	100

(4) 虐待相談の状況

平成23年度の虐待相談は表5のとおり55件である。また、虐待の種類別件数等は表6、7、8のとおりである（平成23年度処理件数を表したものであり、受付件数とは異なる）。なお、虐待相談は、養護相談に含めて計上されているものであり、表9のとおり、養護相談124件のうち55件となっている。

表5 年度別相談処理件数

20年度	21年度	22年度	23年度
41	50	50	55

表6 虐待の内容別相談件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
33	8	0	14	55

表7 虐待者の内訳

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	両親(再掲)	計
15	2	34	0	0	0	0	0	0	4	0	0	55

表8 虐待相談の処理状況

助言指導	継続指導	あつせん 他機関	児童福祉司 指導	児童福祉施設 等入所	里親委託	その他	計
49	1	0	1	3	0	1	55

表9 平成23年度養護相談の理由別処理件数

処理	理由別	棄児	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家庭環境		その他	計
							虐待	その他		
児童福祉施設入所							3	9		12
里親・保護受託者委託						2				2
面接指導						1	50	46	9	106
その他							2	2		4
計		0	0	0	0	3	55	57	9	124

(5) 里親制度について

<概要>

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。里親は、都道府県知事が認定している。

平成24年3月31日現在、登録里親数18人のうち実際に委託を受けている里親は10人（他管内からの委託児童も含む）で委託率は55.6%となっている。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。（養子縁組里親は平成21年度に新設）

- ・ 養育里親・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童を養育する里親
- ・ 専門里親・・・2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親
- ・ 養子縁組里親・・・要保護児童について、養子縁組によって養親となることをあらかじめ希望する里親
- ・ 親族里親・・・次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
 - ア 当該親族里親の三親等以内の親族であること
 - イ 両親や要保護児童を現に監護する者が、死亡・行方不明・拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと

<里親研修>

里親及び里親になることを希望する方に対して、養育技術の向上を図ると共に里親委託の促進と里親制度の理解を広めることを目的に八戸児童相談所と共同開催してきた。

なお、平成20年度には、児童福祉法の改正に伴う里親制度の大幅な改正があり、すべての養育里親が養育里親認定前研修制度を受講することとなったため、平成21年度以降は独自の研修は行っていない。

2 判定業務

相談種別別判定件数は表10のとおりである。判定件数総数は179件であり、前年度の223件に比べ44件の減となっている。

判定の内容については、表11に示されているが、医学的診断指導件数は115件、心理診断指導件数は728件となっている。また、表12のとおり継続的に心理判定員や児童福祉司による心理療法やカウンセリング等をおこなっている。

表10 年度別・相談種別別判定件数

種別 年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
20年度	15	0	0	0	89	0	73	2	2	2	14	0	3	0	0	200
21年度	27	0	0	0	70	0	79	0	1	6	15	3	2	0	0	203
22年度	12	0	0	0	60	0	110	0	5	5	18	3	10	0	0	223
23年度	9	0	0	0	57	0	86	1	4	3	10	2	7	0	0	179

表11 平成23年度医学的・心理学的検査状況

種別	医学診断指導				心理診断指導					
	診断・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計
児童	51	2	1	54	156	88	44	3	210	501
保護者	52	0	0	52	0	0	0	0	181	181
その他	9	0	0	9	0	0	0	0	46	46
計	112	2	1	115	156	88	44	3	437	728

表12 平成23年度心理療法・カウンセリングの状況

種別	心理療法・カウンセリングの状況			
	医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の職員
児童	0	110	106	0
保護者	0	16	490	0
その他	0	60	711	0
計	0	186	1307	0

3 一時保護状況

平成23年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は23人で、前年度と比べて15人減となっている。また、延日数の総数は927日で、前年度と比べて540日の減となっている。一時保護の種類別では、「一時保護所」が多く、実人員17人、延日数559日となっている。

表13 年度別・種類別一時保護児童数

年度	種類別		一時保護所		所内保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
20年度	12	422	3	3	29	230	44	655		
21年度	13	320	1	1	9	99	23	420		
22年度	21	1040	0	0	17	427	38	1467		
23年度	17	559	0	0	6	368	23	927		

管内で一時保護した児童を相談種類別にみると、実人員では、養護が12人、非行が7人となっている。また、延人員では、養護が536日、非行が260日となっており、実人員、延日数とも虐待相談を含む養護相談での一時保護が過半数を占めている。

表14 年度別・相談種類別一時保護児童数

年度	種類別		養護		保健		障害		非行		育成その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
20年度	38	473	0	0	0	0	4	145	2	37	44	655		
21年度	20	324	0	0	0	0	2	40	1	56	23	420		
22年度	27	854	0	0	0	0	8	494	3	119	38	1467		
23年度	12	536	0	0	0	0	7	260	4	131	23	927		

4 児童福祉施設措置状況等

管内の児童で児童福祉施設等に措置されている児童は平成24年4月1日現在で85人である。内訳は乳児院が7人、児童養護施設が55人、知的障害児施設が8人、児童自立支援施設3人、情緒障害児短期治療施設が3人、ファミリーホームが1人、里親委託が8人となっている。

表15

(平成24年4月1日現在)

相談種別	市町村名	市			上北郡（おいらせ町除く）						管外	合計	
		十和田市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村			計
乳児院	青森若葉乳児院			0		1				2	3	1	4
	ひまわり乳児院	1	1	2							0	1	3
児童養護施設	藤聖母園		2	2		1	2				3		5
	弘前愛成園			0					2		2		2
	美光園	10	2	12	3	2			3	2	10	1	23
	あけぼの学園	5	4	9		2		1	3	7	13	2	24
	幸樹園			0		1						1	1
知的障害児施設(入所)	八甲学園	1		1	1					1	2	1	4
	うみねこ学園			0							0		0
	もみのき学園	1		1	1	1	1				3		4
	はまゆり学園			0							0		0
肢体不自由児施設	あすなる医療療育センター(入所)			0							0		0
	あすなる医療療育センター(通所)			0							0		0
	はまなす医療療育センター(入所)			0							0		0
	はまなす医療療育センター(通所)			0							0		0
重症心身障害児施設(独立行政法人国立病院機構)	八戸病院			0							0		0
	南花巻病院			0							0		0
	はまなす医療療育センター(重心)			0							0		0
児童自立支援施設	子ども自立センターみらい	2	1	3							0		3
	国立武蔵野学園			0							0		0
情緒障害児短期治療施設	おおぞら学園		1	1					1		1	1	3
ファミリーホーム	がっぼホーム			0							0	1	1
里親		1		1			2	2	2		6	1	8
合計		21	11	32	5	8	5	3	11	12	44	9	85

5 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇にあたり法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう弁護士を活用し、相談体制の強化を図っている。平成23年度の実績は3回となっている。

(2) 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待防止と早期発見・早期対応を目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

表16 平成23年度子ども虐待ホットライン受付件数

内容		件数
通告・相談	虐待	3
	一般	3
間違い		2
無言		1
問い合わせ		0
いたづら		0
計		9

(3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表17 被虐待児集団心理治療

区分	児童数	延べ指導回数	スーパービジョン参加職員数
23年度実績	16	15	15

表18 被虐待児の親への指導

区分	親数	延べ指導回数
23年度実績	1	5

(4) 施設入所児童支援強化事業

施設に入所している児童の生活安定及び自立・家庭復帰に対する支援、児童福祉施設職員との連携強化等を目的として支援強化事業を実施している。

表19 情報交換会実施状況

区分	訪問施設実数	延べ訪問回数
23年度実績	2	6

6 児童環境づくり支援事業

(1) 主任児童委員研修会

地域における子育て支援の役割を担う主任児童委員の資質向上を図るため研修会を実施している。

表20 主任児童委員研修会実施状況

年度	開催日	開催場所 (市町村名、会場名)	参加人員	研修内容
20年度	平成21年 2月6日	東北町 町民文化センター	29名	行政説明 講演「発達障害の状況」 (講師 荒谷雅子 芙蓉会病 院医師)
21年度	平成22年 2月4日	七戸町 青森県七戸庁舎	34名	行政説明 意見交換「現在の主任児童委員 の活動状況及びこれからの役 割について」
22年度	平成22年 9月1日	七戸町 青森県七戸庁舎	20名	行政説明 意見交換「地域における児童虐 待防止と子育て支援」
23年度	平成23年 8月22日	七戸町 青森県七戸庁舎	17名	行政説明 意見交換「教育と児童福祉の連 携について」

7 市町村児童家庭相談支援

児童福祉法改正により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定されたことから、市町村担当者の資質向上を図ることを目的に研修会を実施し、巡回支援を行っている。また、要保護児童対策地域協議会設置運営に対する支援等を行っている。

表21 平成23年度市町村支援状況

区 分	会議等の名称	開催日	開催場所
23年度実績	児童家庭相談市町村担当職員研修（基礎研修）	平成23年5月26日	七戸庁舎
23年度実績 (巡回支援)	市町村児童家庭巡回支援（1期）	平成23年6月15日	十和田市
		平成23年6月15日	七戸町
		平成23年6月16日	東北町
		平成23年6月17日	野辺地町
		平成23年6月20日	三沢市
		平成23年6月20日	六戸町
		平成23年6月22日	横浜町
		平成23年6月22日	六ヶ所村
23年度実績 (要保護児童対策協議会)	代表者会議	平成23年5月11日	七戸町
	代表者会議	平成23年5月23日	十和田市
	代表者会議	平成23年6月24日 平成23年12月20日	横浜町
	代表者会議	平成23年6月28日	東北町
	代表者会議	平成23年10月27日	三沢市
	代表者会議	平成23年11月4日	六ヶ所村
	代表者会議	平成24年1月31日	六戸町

8 精神発達精密健康診査

(1) 3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導

各市町村が3歳児に対して行っている健康診査の際、精神発達面、言語発達面に何らかの問題点があった児童は児童相談所に連絡される。これらの児童に対して精密健康診査を行い、場合によっては、それ以後継続的な指導を行っている。

表22 平成23年度3歳児精神発達精密健康診査主訴・診断名別件数

診断名 主訴	相談児童数	診断名									
		正常・正常範囲	精神発達の問題(遅滞)	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	その他	保留
言葉の遅れ	7	2	3	2							
発音異常											
吃音											
精神発達の遅れ	3		2						1		
落ち着きがない	3		1	2							
夜尿・指しゃぶり											
その他											
合計	13	2	6	4	0	0	0	0	1	0	0

表23 3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導状況

区分	年度
	23年度
精神発達精密健康診査(新規)	13
精神発達精密健康診査事後指導(過年度からの指導を含む)	11

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査及び同事後指導

1歳6か月児健康診査の際、精密健康診査が必要とされた児童について実施している。

表24 平成23年度1歳6か月児精神発達精密健康診査主訴・診断名別件数

診断名 主訴	相談児童数	診断名					
		正常・正常範囲	精神発達の問題(遅滞)	言語発達の問題	情緒発達の問題	その他	保留
言葉の遅れ	1		1				
発音異常							
吃音							
精神発達の遅れ							
落ち着きがない							
その他							
合計	1		1				

表25 1歳6か月児精神発達精密健康診査及び同事後指導状況

区分	年度
	23年度
精神発達精密健康診査(新規)	2
精神発達精密健康診査事後指導(過年度からの指導を含む)	1